

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日決定） 平成22年10月7日一部改正、平成23年11月4日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成23年度消費者庁政策評価実施計画（平成23年11月18日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：12施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価		事業評価方式：3件 (規制) 〔表6-3-ア〕	本規制案は、便益が費用を上回り、他の代替案に比べ便益が最も大きくなるため、妥当といえる。	3	評価結果を踏まえ、評価対象政策を盛り込んだ法案を国会に提出した	3
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：10件 〔表6-3-イ〕 {実績評価方式：12件} 〔表6-3-ウ〕	各施策とも進捗があったものと評価できる。	10	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2
					概算要求に反映	2
					機構・定員要求に反映	2
					機構要求に反映	1
					定員要求に反映	2
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	8
					概算要求に反映	7
機構・定員要求に反映	4					
機構要求に反映	2					
定員要求に反映	4					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年2月14日及び3月2日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	消費者安全法の一部を改正する法律案
1	消費者安全調査委員会（仮称）の設置
2	財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化
	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案
3	貴金属等の訪問購入に関する規制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表6-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成22年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年9月29日に「平成22年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表6-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	改善・見直し
2	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進	改善・見直し
3	個人情報保護に関する施策の推進	改善・見直し
4	財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供	改善・見直し
5	地方消費者行政の推進	引き続き推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進	改善・見直し
7	消費者取引対策の推進	引き続き推進
8	物価対策の推進	改善・見直し
9	消費者表示対策の推進	改善・見直し
10	食品表示対策の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html)の表6-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の12施策を対象として評価を実施中（平成24年8月公表予定）。

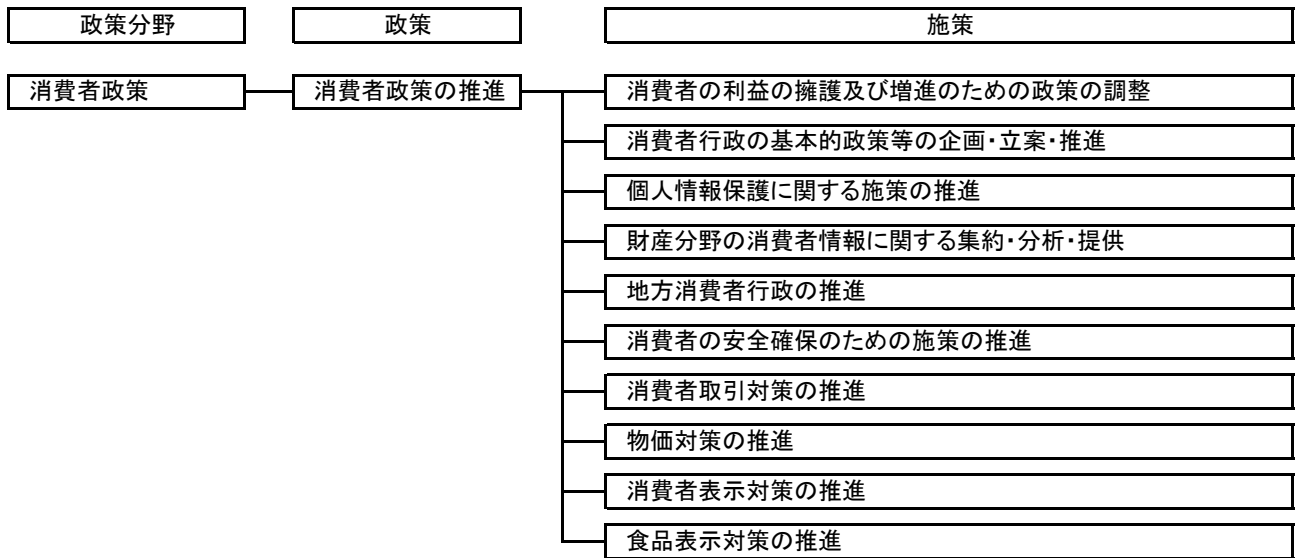
表6-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	消費者政策の調整
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
5	個人情報保護に関する施策の推進
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
7	物価対策の推進
8	地方消費者行政の推進
9	消費者の安全確保のための施策の推進
10	消費者取引対策の推進
11	消費者表示対策の推進
12	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/23seisakuyosan.pdf>)参照

